第1回WG資料 価値デザイン経営の普及に向けて

2020/09/04 日本知財学会 経営デザイン分科会 担当理事 鮫島正洋 代表幹事 近藤泰祐

日本知財学会 経営デザイン分科会とは 設立の経緯(旧TFにおいて議論)

この分科会は、内閣府では主体的に価値デザイン経営の考え方の普及政策を永続的に遂行することは困難であることを理由に、普及のための法人設立を前提に作られた組織であり、旧TF委員や内閣府も参画し活動を行ってきた。

【設立の経緯】

2019年4月:旧TF委員会にて、経営デザインシートの普及・定着の担い手となる組織体はどのようなものが適切であるかについて検討。

2019年7月:旧TF委員会の議論を受け、旧TF委員及び内閣府で協議を行い、経営をデザインするという考え方や経営デザインシートを普及する活動を行うための組織化、また、その検討を行う組織として、日本知財学会内に分科会を新設することを決定。

内閣府の依頼を受け、日本知財学会(渡部俊也会長)に経営デザイン分科会の発足を申請。発起人は、鮫島正洋(担当理事)、杉光一成(理事)、近藤泰祐(代表幹事)に加え、内閣府知財事務局員1名(代表幹事)の4名。

2019年8月:理事会で承認を受け、活動を開始。

日本知財学会 経営デザイン分科会とは活動内容

【活動内容】

隔週で幹事会を開催。新法人設立に向けての準備検討。

価値デザイン社会として実現されるべき世界観と基本的考え方を明らかにする「バリューデザイン憲章」の検討、その推進組織となる新法人のミッション・ビジョン・ビジネスモデルの検討。

「経営をデザインする考え方」と経営デザインシートの普及活動

<開催イベント>(官民連携PFの先行モデル)

内閣府知的財産戦略推進事務局や旧TF委員を中心に情報発信とネットワーキング。

◆第1回研究会「経営デザインシートの普及啓発について」 令和元年10月7日 主な登壇者:渡部俊也、鮫島正洋(旧TF委員)

> 三又裕生(内閣府知的財産戦略推進事務局長) 住田孝之(前内閣府知的財産戦略推進事務局長)

◆第17回年次学術研究発表会/分科会セッション 令和元年12月7日 主な登壇者:奥田武夫、芝坂佳子、鮫島正洋(旧TF委員)

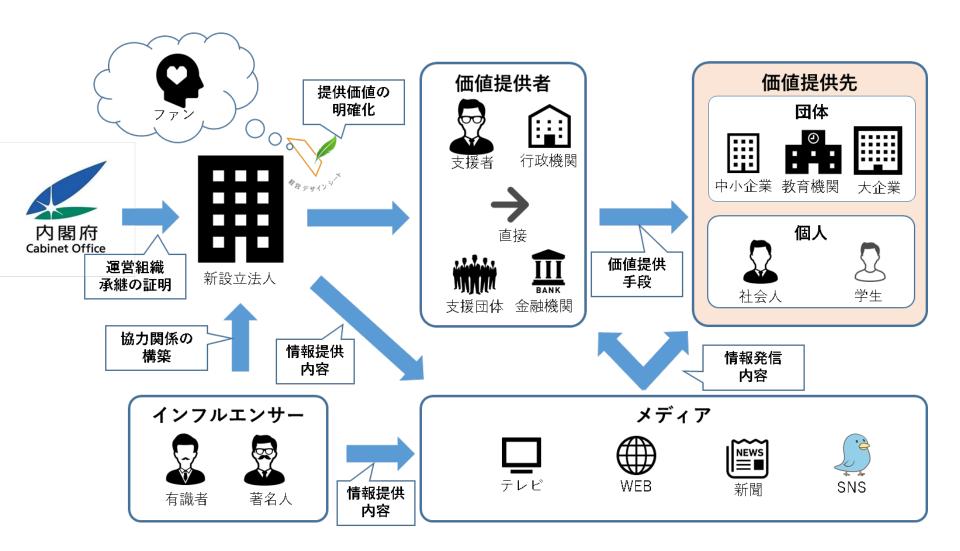
住田孝之(前内閣府知的財産戦略推進事務局長)

◆第2回研究会「経営デザインシートの活用及び普及」 令和2年1月27日 主な登壇者: 鮫島正洋、強瀬理一、小林誠、森俊彦(旧TF委員)

三又裕生(内閣府知的財産戦略推進事務局長)

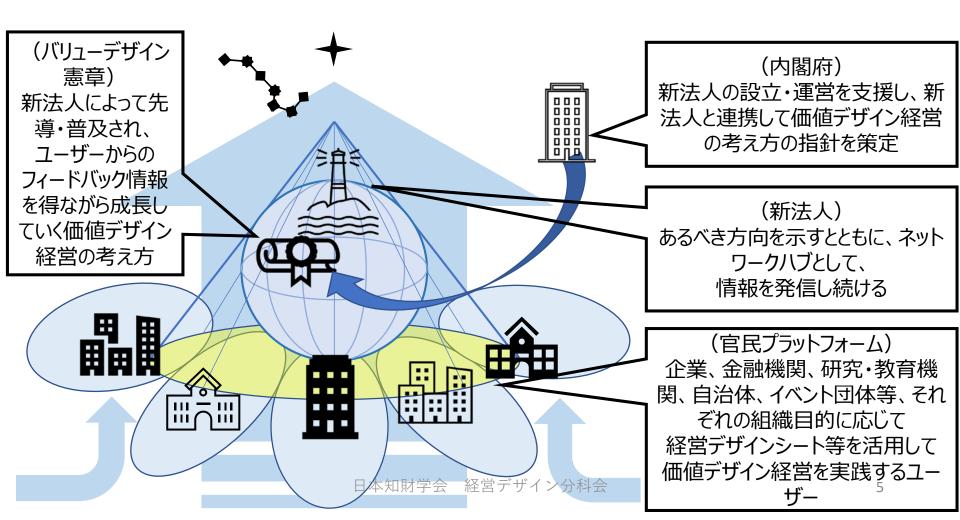
渡邊厚夫(内閣府知的財産戦略推進事務局次長)

(参考)経営デザイン分科会での検討資料 KDSの普及のステークホルダと検討課題



分科会の考える価値デザイン経営の普及戦略

新法人はあるべき方向を示す灯台として、また関係者のネットワークハブとして、 憲章で示された価値デザイン経営の考え方をブレイクダウンしたアクションの チェックリストやテキスト、経営デザインシートの改良・テンプレート化、事例共有等で発信し続け るとともに、場/人づくりを通じた企業改革等でその社会実装を図る



普及を加速させる戦略(案)

【大企業に対してのアプローチ】

- ・価値デザイン経営企業の指標を株式市場に対して打ち出す
- ・価値デザイン企業への表彰
- ・リクルート市場からの促し(KDSを活用する企業は良い人材が確保できる)

【中小企業に対してのアプローチ】

・ 金融機関人材の育成

【仲間を広げるアプローチ】

・民間で企業連携等を促している諸経営グループ(例えばエコッツェリア協会とか、ワンジャパンとか、GIFTとか、+経産省の産構審の若手ワーキンググループとか)とのネットワーキング(相互乗り入れ)を内閣府の後押しを受けた組織として行っていく

【政府(内閣府)へのアプローチ】

・上記を実現するような政策誘導を各省にしかけていくための、ムーブメント作り

普及の手段の一つとしての「KDSのDXでの活用」

【DXの定義】(経済産業省)

企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること

【価値デザイン経営】(知財戦略推進計画2020)

自社固有の価値観・存在意義を再確認し、将来において実現したい価値を形にするとともにステークホルダーとの共創を通じて明確化し、それを実現するための戦略を策定するという価値デザインの方法論

【経営デザインシート】

将来に向けて自社が持続的に成長するために、将来の経営の基幹となる価値創造 メカニズム(資源を組み合わせて企業理念に適合する価値を創造する一連の仕組 み)をデザインして移行させるためのシート

→KDSはDXの「製品やサービス、ビジネスモデルを変革」に活用可能

バリューデザイン憲章の策定について

内閣府は価値デザイン経営の普及の基本方針として 「バリューデザイン憲章」を発信すべきである

バリューデザイン憲章の骨子(検討中)

【目的】

・実現されるべき世界観と基本的考え方を明らかにし、賛同者を募る

【実現されるべき世界観】

- ・経営をデザインするという考え方があたりまえの世界
- →内発的動機に基づく継続的自己革新
- →自律的な人間相互の啓発によって発展する人間中心の自律的世界 (リ・ルネサンス宣言としてのバリューデザイン憲章)

【そのための基本的考え方】

- ①自己存在の価値への確信から始める、②開かれた自由自在の視座
- ③未来を感じ、過去を内省、④今を構想、⑤構想の実践と真摯な共感のフィードバック、⑥価値観の継続的革新、⑦孤独を恐れない

推進のための法人設立について 〜新規/既存の二分論ではなく〜

内閣府は価値デザイン経営の普及の基本方針として 既存法人の活用の他に 次のような法人の設立を後押しすべきである

価値デザイン社会の実現の加速を進める新法人

内閣府が後押しする普及のハブとなる法人についてあるべき姿(案)

| | 要件 | 理由/打ち手 |
|---|--|--|
| 1 | 法人の目的が「価値デザイン経営」の 普及・推進であること | そもそも新法人を設立する根拠は、価値デザイン社会を目指した「価値デザイン 経営」の普及・推進を目的とする組織が既存には存在しないためである。よって、 必然的に法人の目的はこれに定まる。 |
| 2 | 非営利組織であること | 株式会社等の営利組織においては、自らの利益の最大化が構造的に組み込まれるため、他者の同様の取り組みを抑制する可能性を持つ。また、株式の譲渡等により法人のオーナーシップが不安定となる可能性がある。よって、一般社団法人が妥当ではないか。 |
| 3 | 理念の承継があること | 新法人においては、旧TFメンバーにより生み出された「経営をデザインする」という理念を正しく承継していく必要がある。そのために、設立時においては、旧TFメンバーを含むWG委員が理事の一定数を占めることが望ましい。 |
| 4 | 他の推進・実践主体との競合を最小限 とし、良好な関係性を維持できること | 価値デザイン社会に向けた社会全体の取り組みを推進するためには、これを推進するあらゆるステークホルダの取り組みの効果を最大化することが重要である。 そのためには、彼らをネットワークし、知と学びの共有ができるプラットフォームが必要となる。そのために誰もが参加しやすい会員制度を設けることが望ましい。 |
| 5 | 持続可能であること | 国からの補助金や助成金による運営は、一時的な財源にはなるが、法人の活動を持続し続けるためには、活動資金を稼げる自主事業が必須である。他者と競合せず安定した経営基盤を構築するためには、この法人のみが担う役割において事業化することが望ましい。(例えば検定試験制度や認定制度) |

→このような要件を満たす普及のための新法人設立を企画中

普及のハブとなる新法人の機能の最重要領域(案)

| | 最重要領域 | 内容(例) |
|---|-------------|---|
| 1 | 憲章のメンテナンス | • 実践状況を踏まえて、定期的にレビューし、必要に応じて最適なものにチューニングし、その内容を全国民に周知 |
| 2 | 品質保証 | 憲章実現の標準的方法論を整備: 憲章の内容と齟齬のない価値デザイン社会の実現および、その実践としての価値デザイン経営の導入・運営に関する最適方法論について標準化した考えを確立(導入支援の方法、導入支援者及び導入組織・企業の教育・研修含む)。及び、導入組織、支援者に対してISO的に標準化して提示し、認証・資格の認定・評価制度を創設し維持・発展 価値デザイン社会に向けた変革人材を育成、多数輩出するためのメカニズムとして、価値デザイン経営を実践する者およびその支援者が備えるべき知識・スキルを標準化し、その認定(検定制度) |
| 3 | 官民連携PFの事務局 | • 毎年定期的に、価値デザイン社会の推進を行う政府関係機関、民間機関が集まって、進捗状況の情報を共有し、ベストプラクティスの情報を交換するPF(プラットフォーム)の事務機能 |
| 4 | モニタリング/政策提言 | ①、②、③の領域、及び周辺領域に関与し活動することから得た知見により、価値デザイン社会の実現をモニタリングし定期的に情報発信上記の内容を踏まえた定期的な政策提言 |

官民連携プラットフォームについて

内閣府は価値デザイン経営の普及の基本方針として 普及法人と共に

次のような官民連携プラットフォームを設置するべきである

官民連携プラットフォーム

【必要性】

価値デザイン社会の実現に向けての当WGの活動期間は2年間とされている。しかしながら、価値デザイン社会は一朝一夕には実現できるできるものではなく、継続的な中長期の推進活動が必須である。継続的な推進活動を実現するための官民プラットフォームが必要である。

【概要】

内閣府と普及法人(事務局も担当)により運営されるプラットフォーム。最低年1回 の総会を開催し、価値デザイン社会に向けた取り組みを行う多様なステークホルダを集 合させ、交流と情報交換により、全体の活動を促進していくことが目的。

【創設にあたって重要なポイント】

価値デザイン社会を目指す有力な法人・個人をネットワークすることが重要である。そのために、当WGを発起人とし、当WGのオブザーバー等として有力な法人・個人を招聘し、ネットワークに加えるしくみを構築する。

官民連携プラットフォーム(最低限目指すべき形)

